

固定資産税のしくみ

保有する固定資産のうち、土地・家屋・償却資産（土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産）に課される税金が固定資産税と呼ばれるものです。固定資産が所在する市町村毎に、市町村税として納税します。2021年度の固定資産税の税収は9兆2,345億円であり、これは2021年度の市町村税収（22兆5,221億円）の約41%にあたります（出典：「国税・地方税の税収内訳（令和3年度決算額）」）。

固定資産税の趣旨目的

例えば、相続税や贈与税は、富・資産の再配分と所得課税の補完（経済格差の固定化防止）の機能があると言われています。一方で固定資産税はその資産価値に応じ、所有者に対して課税するいわゆる財産税です。資産の保有の継続を前提に、現実の利用状況による資産価値に応じて毎年定期的に課税されており、これは応益原則に基づき、行政サービスという受益に対し課されていると考えられています。



固定資産の保有と行政サービス

固定資産税は普通税（税収の用途が定められていない税）であり、徴収した市町村により、道路や学校・公園など、日々の生活で利用する公共施設の整備のほか、介護・福祉などの行政サービスにも使われています。言い方を変えると、その場所に有形の固定資産が存在していることで生じる、自治体からの行政サービスの受益を賄うための税金と言われています。



そのため、仮に家屋が老朽化して事業活動のための価値がなくその家屋の利用を休止している場合であっても、燃えたときに消火が必要になるために家屋の評価額は0円とはなりません。家屋については特に古い方が火災や倒壊などのリスクが高まるため、最後に残る評価額は行政サービス受益に対する評価価値と言えます。一方、ソフトウェア（無形減価償却資産）は、燃えようがないということもあり原則的に課税はされていません。



固定資産の評価額と税率

土地と家屋については、三年に一度、評価替えがあり、この年を基準年度と呼びます。次の基準年度は令和6年度で、令和6年1月1日時点で所在する土地・家屋について課税されます。今回の評価替えは、土地については令和5年1月1日の鑑定評価時点、家屋については令和1年7月～令和4年7月までの物価水準の動向が反映されます（一部資材の急激な価格高騰の実情を踏まえ、一定の調整を行う予定）。

土地及び家屋については基準年度の価格が原則として3年間据え置かれることとなっているのに対して、償却資産については毎年評価を行い価格決定することとされています。これは、償却資産については、耐用年数の長短の差、使用実態の差や技術革新による経済的陳腐化等、価格の据え置き制度になじまない性格をもつことに加え、その評価にあたっては、帳簿等により固定資産価額等の資料が比較的得られやすいため、毎年賦課期日現在の現状によって評価された価格を課税標準の基礎として算定されています。

なお、これらの評価額に課される固定資産税の標準税率は1.4%（令和3年4月1日の時点では、91%超の自治体が標準税率を採用）となっています。

固定資産に関する電子化

償却資産はその年の1月31日までに申告が必要で、以前より電子による申告が進んでいます。一方、土地及び家屋に係る環境整備については、相続発生時における情報の電子化が進んできています。市町村長は死亡届の受理後に、死亡した者が所有していた土地・家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等を所轄税務署長に通知しますが、こちらは今後eLTAXで電子的に通知することができるようになります。（文責：橋本 明日香）